

平成23年6月

警察における取調べの録音・録画の試行の検証について

警 察 庁

目次

第1	はじめに	1
第2	警察における取調べの録音・録画の試行の概要	2
1	試行の目的及び対象	2
2	実施要領	2
第3	録音・録画の試行の実施状況	3
1	実施件数	3
(1)	総実施件数	3
(2)	罪種別実施件数	3
(3)	都道府県別実施件数	4
2	実施時期及び実施時間	4
(1)	実施時期	4
(2)	実施時間	4
3	被疑者が拒否した事例	5
4	公判におけるDVDの利用状況等	6
(1)	DVDの証拠開示件数	6
(2)	公判におけるDVDの証拠調べの状況	6
第4	試行に従事した取調べ官とその意見	8
1	試行に従事した取調べ官	8
2	試行に従事した取調べ官の意見	9
(1)	試行による被疑者の心理に対する影響	9
(2)	試行による録音・録画の有効性に関する評価	11
(3)	試行による取調べの機能への影響に関する意見	12
(4)	取調べの全過程を録音・録画することについての意見	15
第5	試行の検証	17
1	検証の目的	17
2	取調べの録音・録画の効果	18
(1)	公判におけるDVDの利用状況等	18
(2)	任意性の立証方策としての効果	18
(3)	任意性の立証方策としての効率性	19
(4)	立証方策としての分かりやすさ	19
(5)	取調べの適正化との関係	20
3	取調べの機能に及ぼす影響等	20
(1)	被疑者が録音・録画を拒否した事例	20

(2) 被疑者の心理に対する影響	20
(3) 現在の試行が取調べの機能に及ぼす影響に関する取調べ官の意見等	20
4 全国試行の評価と今後の留意点	21
(1) 試行及び公判においてDVDが利用された事例等の積み上げ	21
(2) 録音・録画の試行や取調べの適正化に関する国民の理解等	22
第6 今後の方針	23
第7 おわりに	23

第1 はじめに

警察庁は、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するためには、いかなる方策が有効であるかを検討するため、平成20年4月、警察における取調べの録音・録画の試行を開始することを表明した。そして、同年9月から警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察及び大阪府警察（以下「先行試行5都府県警察」という。）において試行を開始し、平成21年2月末までの半年間で合計66件（被疑者58人）の試行を実施した。警察庁は、この66件について検証を行い、その結果を「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について」（平成21年3月警察庁。以下「前回検証」という。）として公表した。

前回検証においては、より多様な事件について試行を積み重ね、公判において、取調べの録音・録画に係る記録媒体（以下「DVD」という。）が利用された事例等の集積も見つつ、取調べの機能に及ぼす影響について、より掘り下げた検証を行う必要があることが明らかとなった。これを踏まえ、「取調べの録音・録画の試行指針」（別紙1。以下「試行指針」という。）を定め、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するためには、いかなる方策が有効であるかをより多角的に検討することを目的として、平成21年4月から、試行を実施する警察を全都道府県警察に拡大した（以下、平成20年9月から平成21年3月までの間に先行試行5都府県警察において実施した試行を「先行試行」といい、平成21年4月から全都道府県警察で実施している試行を「全国試行」という。）。

この度、警察庁は、全国試行が開始された平成21年4月から平成23年3月までの2年間（以下「検証対象期間」という。）に実施された試行について、全てのDVDを見分するとともに、試行に従事した取調べ官からの聞き取り調査を行うなどして検証を実施した上で、今後の取調べの録音・録画の在り方についても考察を行った。

第2 警察における取調べの録音・録画の試行の概要

1 試行の目的及び対象

試行は、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するためには、いかなる方策が有効であるかを検討するため、取調べの機能を損なわない範囲内で行うものである。

試行の対象となる事件は、裁判員裁判対象事件のうち被疑者が自白しているものであるが、

組織犯罪等、録音・録画をすることにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保、また以後の捜査等に支障を生じたりするおそれがあると認められる場合

被疑者が外国人である事件で通訳人の協力が得られない場合や、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等、何らかの障害により対象とすることが適当でない場合

については、対象から除外することとしている。

さらに、これら試行の対象となる事件のうち、被疑者の自白の状況、自白以外の証拠等を総合的に勘案して、将来の公判において自白の任意性に争いが生じるおそれがあると認められる事件を選定し、試行を実施することとしている。

2 実施要領

全国試行における録音・録画のシステム及び実施の流れについては、別紙2のとおりである。

録音・録画は、捜査が一定程度進展した時点において、犯行の概略と核心部分について供述調書を作成する場合に実施する。その内容は、供述調書の内容を被疑者に読み聞かせ、閲覧させ、署名指印を求めている状況を基本としつつ、自己が供述した内容に間違いがないこと、任意にした供述であること等を確認している状況としている。

録音・録画に当たっては、被疑者に対してその旨を告知し、被疑者が拒否しない限り実施している。そして、録音・録画の開始後は、被疑者が任意に発言できる機会を設けた後に終了する。

録音・録画の開始後は、どのような供述がなされても、途中で録音・録画を終了することはせず、被疑者が供述調書の増減変更を申し立て、取調べ官がその供述を供述調書に記載した場合は、その場面についても録音・録画されることとなる。また、DVDは一切編集することなく保管され、検察官に送致される。

第3 録音・録画の試行の実施状況

1 実施件数

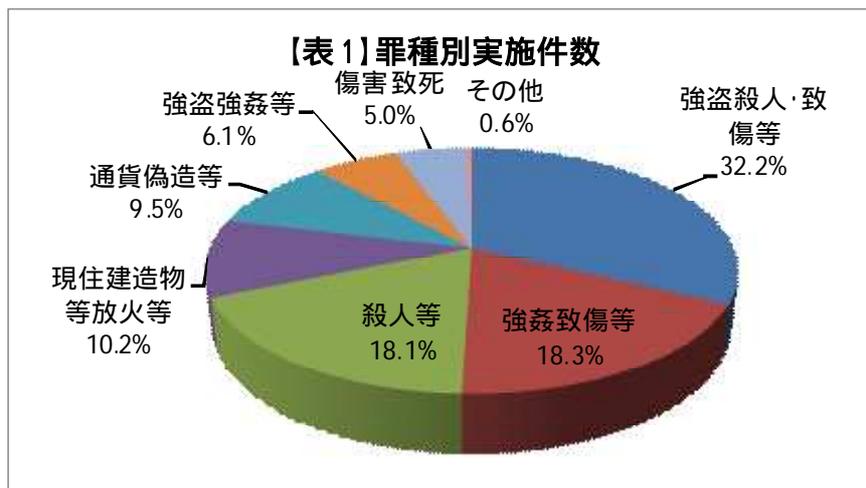
(1) 総実施件数

検証対象期間中、全国の都道府県警察における裁判員裁判対象事件の検挙件数は7,905件（暫定値）であり、そのうち717件（被疑者632人^{*1}）について、取調べの録音・録画を実施した。

(2) 罪種別実施件数

罪種別では、強盗殺人・致傷等231件、強姦致傷等131件、殺人等130件、現住建造物等放火等73件、通貨偽造等68件、強盗強姦等44件、傷害致死36件、その他4件であった^{*2}（表1）。その他の内訳は、保護責任者遺棄致死（2件）、危険運転致死（1件）及び麻薬特例法^{*3}違反（1件）である。

このように、裁判員裁判対象事件の多くが警察本部の捜査第一課が主管する事件であることから、実施事件の大部分を同課が主管する事件が占めているが、通貨偽造等（捜査第二課が主管）、危険運転致死（交通捜査課等が主管）や麻薬特例法違反（薬物対策課等が主管）といった罪種についても実施された。



*1 同じ被疑者について複数回録音・録画を行った場合は、それぞれ1件として計上しているため、被疑者数が実施件数よりも少なくなっている。

*2 「強盗殺人・致傷等」は、強盗殺人未遂を含む。「強姦致傷等」は、集団強姦致傷及び強制わいせつ致傷を含む。「殺人等」は、殺人未遂を含む。「現住建造物等放火等」は、現住建造物等放火未遂を含む。「通貨偽造等」には、偽造通貨行使を含む。「強盗強姦等」には、強盗強姦未遂を含む。

*3 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）

(3) 都道府県別実施件数

検証対象期間中、実施件数が多かった上位10都府県警察は表2^{*4}のとおりである。先行試行5都府県警察や、規模が比較的大きい警察を中心に実施件数が多くなっている。他方、30の警察で実施件数が10件以下となっており、試行実績に格差が生じている。

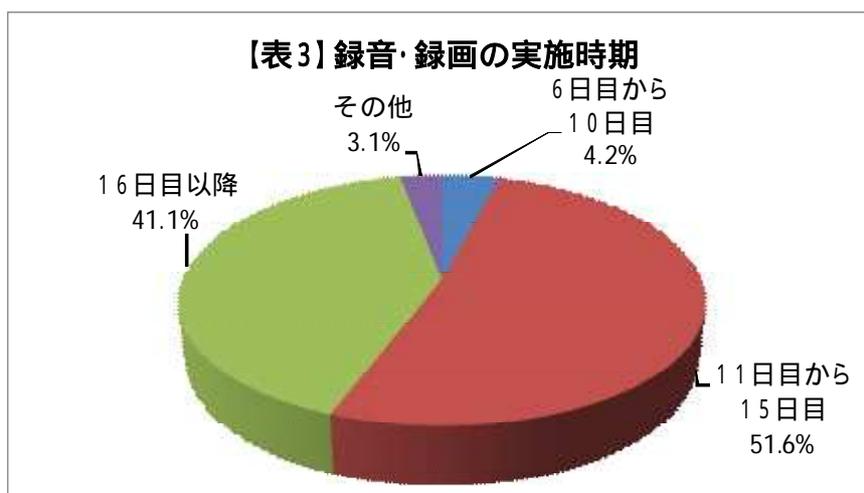
【表2 実施件数の多い警察】

実施件数	都道府県警察
85	警視庁
66	愛知
56	大阪
50	千葉
38	神奈川
34	兵庫
29	岡山、埼玉
24	岐阜、新潟

2 実施時期及び実施時間

(1) 実施時期

録音・録画を逮捕後の何日目に実施したかについては、逮捕後11日目から15日目までの間に実施されたものが370件（51.6%）と最も多い。次いで16日目以降が295件（41.1%）、6日目から10日目までの間が30件（4.2%）である（表3^{*5}）。実施時期の平均は、逮捕後14.9日目である。



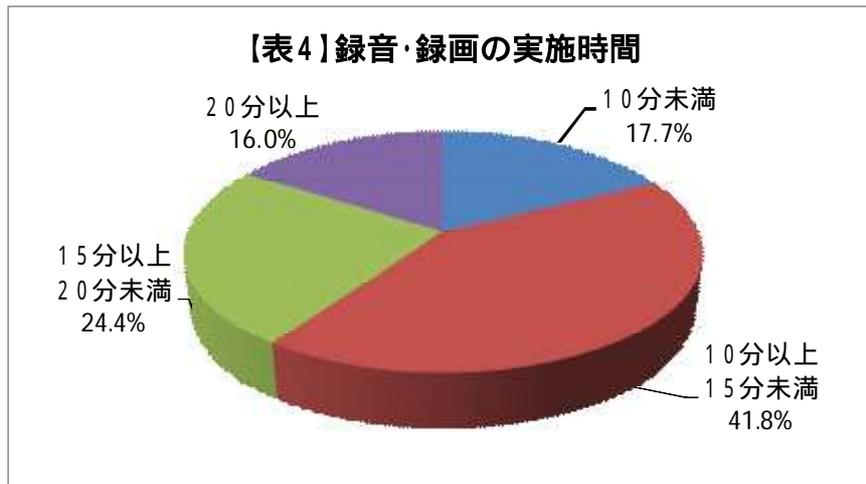
(2) 実施時間

録音・録画の実施時間の長さについては、10分以上15分未満が300件（41.8%）と最も多い。次いで15分以上20分未満が175件（24.4%）、10分未満が127件（17.7%）、20分以上が115件（16.0%）となっている（表4）。実施時間の長さの平均は、

*4 先行試行の実施件数は、警視庁19件、埼玉18件、千葉14件、神奈川13件及び大阪10件であり、表2中の実施件数には含まれていない。

*5 表3中の「その他」とは、裁判員裁判対象事件について取調べの録音・録画を行った後、起訴勾留中に余罪について録音・録画を実施したもの（22件）である。

14.9分である。



3 被疑者が拒否した事例

録音・録画を実施する旨を被疑者に告知した際、被疑者が明確に拒否したため、録音・録画を実施しなかった事例が14件（1.9%^{*6}）あった。被疑者が拒否した主な理由は、録音・録画をされることに対する羞恥心や嫌悪感（8件）、録音・録画の意義に対する疑念や警戒心（5件）及び共犯者の報復に対する恐怖心（1件）に分類された。

録音・録画をされることに対する羞恥心や嫌悪感を理由として拒否した被疑者の具体的な言動は、「録音・録画されると、それが残るので恥ずかしい。」「取調べを受けている姿を他人に見られるのは恥ずかしい。」「録音・録画されることに嫌悪感を感じる。」「弁護士には撮ってもらった方がよいと言われたが、撮られるのは嫌だ。」などであった。

録音・録画の意義に対する疑念や警戒心を理由として拒否した被疑者の具体的な言動は、「絶対嫌だ。俺にも人権がある。取調べでもちゃんと話しているし、裁判でもありのままを言うつもりなのに、何で必要なのか分からない。」「カメラの前では構えてしまうので、自分の感情をうまく表現できる自信がない。どうせなら隠し撮りしてもらった方がよかった。」などであった。

共犯者の報復に対する恐怖心を理由として拒否した被疑者の具体的な言動は、「共犯者が怖いので、ビデオは勘弁してほしい。」であった。

^{*6} 被疑者に対して録音・録画の実施を告知した件数（実施件数717件及び被疑者が拒否した事例数14件）に対する被疑者が拒否した事例数（14件）の比率である。

4 公判におけるDVDの利用状況等

(1) DVDの証拠開示件数

DVDは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の15第1項第7号の「被告人の供述録取書等」に該当することから、同条に定める要件を満たす場合等には証拠開示されることとなるところ、平成23年3月末までに警察のDVDが証拠開示された事例を174件⁷把握している。

(2) 公判におけるDVDの証拠調べの状況

平成23年3月末現在、DVDが証拠開示された174件の事例のうち、142件について地方裁判所において判決が宣告されている。そのうち、公判においてDVDの証拠調べが行われたものは2件⁸である。これらの事件の要旨は、事例1及び2のとおりであり、いずれの事件においても警察における自白の任意性が認定された。

なお、検証対象期間後に、裁判員裁判においてDVDの証拠調べが行われたものが1件ある。この事件の要旨は事例3のとおりである。この事件は、自白の任意性が直接争われたものではないが、一般的に、自白の信用性が争われる事件の中には、取調べの外形的状況や調書作成手続に関わる事項が争点となり、自白の任意性が争われる場合と同様の判断が求められ、実質的には任意性に関する争いとなるものがある。本件はこれに該当するものと考えられる。

【事例1】（大阪地方裁判所平成22年3月24日判決。懲役13年（確定））

現住建造物等放火事件において、被告人は捜査段階では自供していたが、起訴後に全面否認に転じ、「警察官に逆らうと何をされるか分からないと思い、記憶がなくても警察官の言うとおりに供述した。」旨供述し、弁護人も自白調書には任意性がない旨を主張したため、検察官の請求により、警察及び検察のDVDが証拠採用され、公判廷で再生された。

警察のDVDの内容からは、被告人が録取内容を確認した上で署名指印し「取調べに対し言いたいことはないか。」と問われ、「反省している。」と答えている状況が明らかであった。

判決では、「DVDに記録された映像音声を見る限り、被告人が、捜査段階での警察官及び検察官による取調べにおいて、公判段階で供述するような不当な働きかけや強制を受けたことをうかがわせる様子は見当たらない。」などとDVDに言及した上で、捜査段階の自白の任意性を認めた。

*7 先行試行に係るDVD（13件。そのうち7件は検証対象期間より前に証拠開示されたもの）を含む。また、検察官が任意開示したものを含む。

*8 いずれも先行試行に係るDVDであり、裁判員裁判でない公判において証拠調べが行われた。

【事例2】(千葉地方裁判所平成22年4月8日判決。無期懲役(確定))

強盗殺人等事件において、被告人は捜査段階では自供していたが、起訴後に強盗の犯意に関し否認に転じ、弁護人は、「長期間の身柄拘束をされて連続的に取調べを受け、取調べを担当した司法警察員らから覚えていない事項を誘導する取調べを受けた。」「弁護人が申し入れをしたにもかかわらず、取調べ過程の全部録音・録画がなされなかったから、これがなされていない取調べにおいて、厳しい取調べ、強引な誘導をする取調べがなされていた可能性がある。」などとして、自白調書には任意性がない旨を主張し、弁護人の請求により、警察のDVDが証拠採用され、公判廷で再生された。

警察のDVDの内容からは、被告人は調書の内容を確認した上で署名指印に応じ、「取調べに対し言いたいことはないか。」と問われ、「憶えていないことやなぜやってしまったのかわからないことがたくさんあるが、違ったことを言わされたりしたことはない。」と答えている状況が明らかであった。

判決では、「被告人質問等に顕れ、また、DVDに録音・録画された取調べ状況等からすれば、被告人の捜査段階の供述は任意になされたものではない疑いがあるとはいえず、証拠能力が認められる。」とDVDに言及した上で、捜査段階の自白の任意性を認めた。

【事例3】(神戸地方裁判所平成23年6月7日判決。無期懲役(確定))

強盗殺人等事件において、被告人は捜査段階では単独での強盗殺人について自供していたが、起訴後に共犯者がいたと主張するとともに、強盗の実行行為等について否認に転じ、「調書は刑事が勝手に作文した。」旨供述し、弁護人も「刑事に怒られるなどしたため、調書を訂正できなかった。」などとして捜査段階の供述の信用性を争ったことから、検察官の請求により、警察及び検察のDVDが証拠採用され、公判廷で再生された。

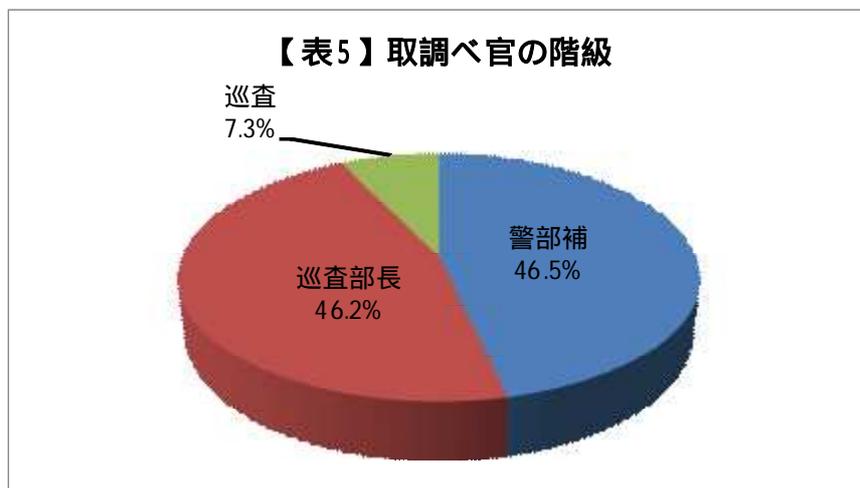
警察のDVDの内容からは、被疑者が録取内容について訂正を求め、取調べ官がこれに応じている状況や、被害者に対して「申し訳ないことをしたと思っています。それだけです。」と答えている状況が明らかであった。

判決では、被告人が、警察官の供述調書作成の際、犯行態様の細部について訂正を申し立てており、仮に単独犯行との供述が虚偽であるのなら、その犯行の細かな態様についてまでわざわざ訂正を申し立てるとは考えにくいなどと指摘しつつ、被告人の新たな供述は支離滅裂であるとして、捜査段階の自白の信用性を認めた。

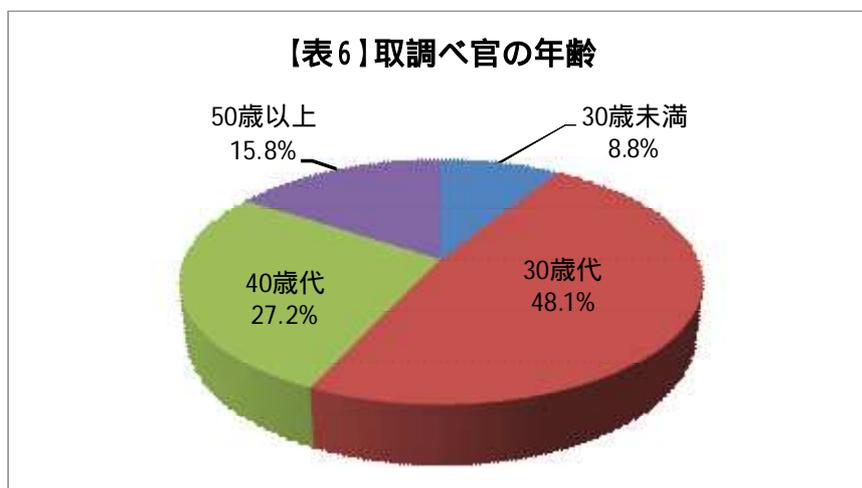
第4 試行に従事した取調べ官とその意見

1 試行に従事した取調べ官

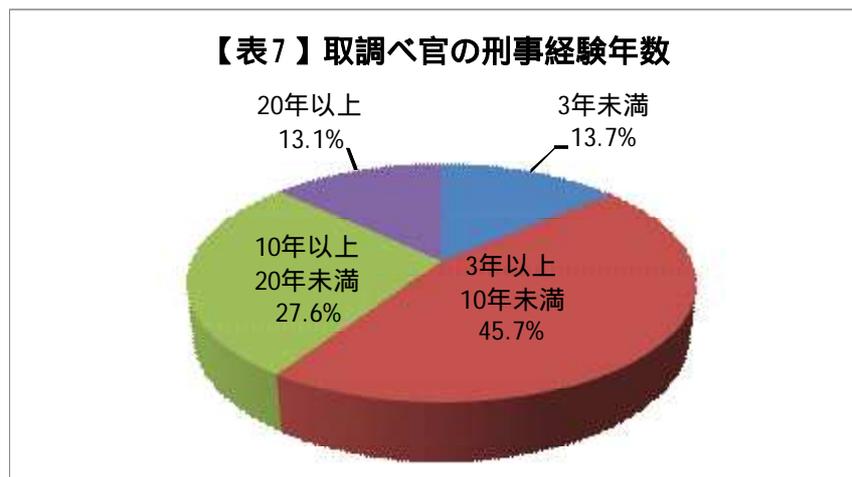
検証対象期間中に試行に従事した取調べ官は613人であった。階級別では、警部補が285人（46.5%）、巡査部長が283人（46.2%）、巡査が45人（7.3%）であった（表5）。



年齢別では、30歳代が295人（48.1%）と最も多かった。次いで40歳代が167人（27.2%）、50歳以上が97人（15.8%）、30歳未満が54人（8.8%）となっており、40歳未満の取調べ官が約6割を占めた（表6）。



刑事経験年数別では、3年以上10年未満が280人（45.7%）と最も多く、次いで10年以上20年未満が169人（27.6%）、3年未満が84人（13.7%）、20年以上が80人（13.1%）となっており、刑事経験が10年未満の取調べ官が約6割を占めた（表7）。

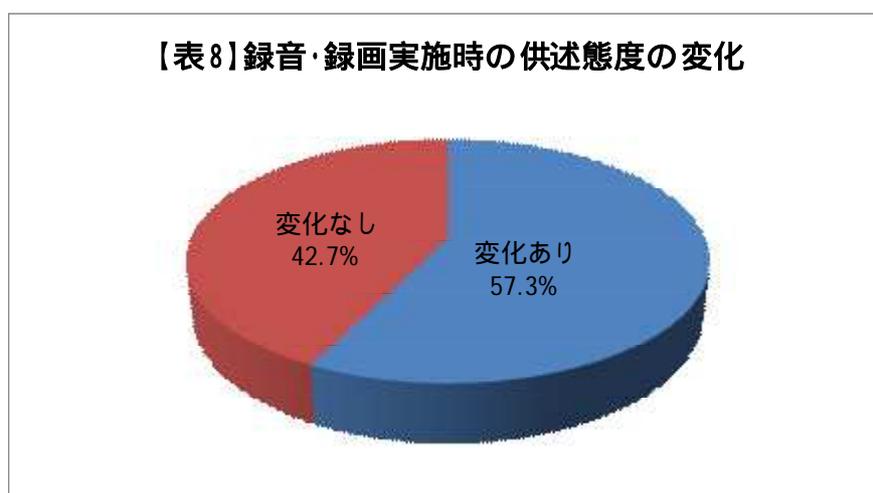


2 試行に従事した取調べ官の意見

警察庁では、より詳細かつ正確に検証を行うため、前回検証と同様に、試行に従事した取調べ官から意見を聴取した。その結果は次のとおりである。

(1) 試行による被疑者の心理に対する影響

試行が被疑者の心理に対して影響を与えたかどうかを把握するため、録音・録画を実施した取調べにおいて、被疑者の供述態度の変化について取調べ官の意見を聴取したところ、「変化あり」との回答が411件（57.3%）、「変化なし」との回答が306件（42.7%）であった（表8）。



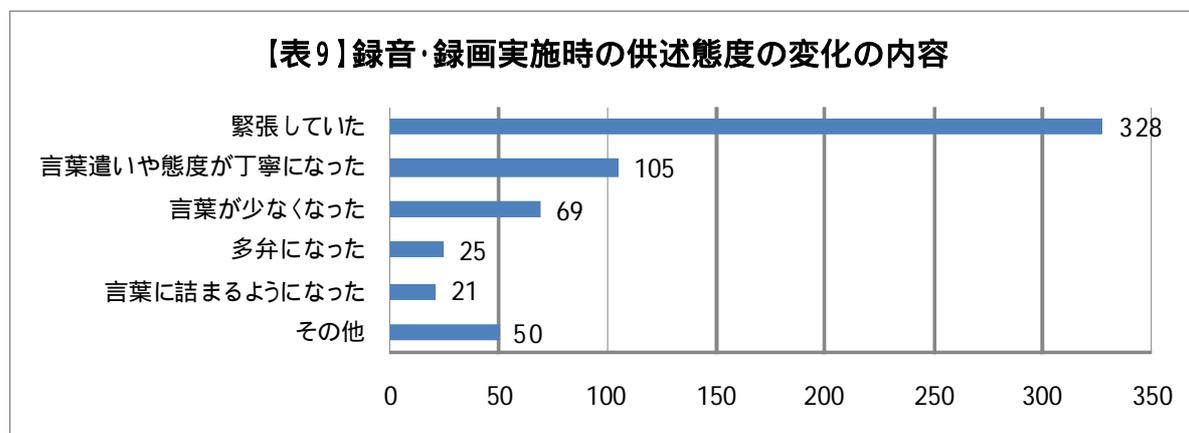
「変化あり」との回答の内容は、表9（複数回答あり）のとおりである。

まず、被疑者が緊張していたとするものは328件であった。例えば、「被疑者の手が震えていた。」「被疑者の落ち着きがなく、ぶっきらぼうな言葉遣いになった。」「取調べ室の外から音が聞こえるたびに敏感に反応した。」といった事例があった。

次に、被疑者の言葉遣いや態度が丁寧になったとするものは105件であった。例えば、「それまでの取調べでは横柄な態度であった被疑者が、神妙な態度になり、最後には背筋を伸ばして反省の言葉を述べた。」「普段は『被害者を埋めれば良かった。』などと勢いよく言っていた被疑者が、『悪いことをしています。』と小声で話した。」「被疑者がいつもより丁寧な態度になり、録音・録画終了後、『自分の印象が悪くなるので、カメラの前では余計なことは言えない。』と話した。」「普段は横柄な言葉遣いの被疑者が、敬語を多用した。」といった事例があった。

さらに、被疑者の言葉が少なくなったとするものは69件であった。例えば、「カメラを意識して、こちらから問いかけないと答えないようになってしまった。」「いつもの取調べでは被害者の悪口等を述べていたが、一切話さなくなった。」といった事例があった。また他方で、被疑者が多弁になったとするものは25件であった。例えば、「被疑者が反省の言葉や、自分を擁護するようなことを述べるようになった。」といった事例があった。

これらのことから、多くの被疑者が、録音・録画を実施した取調べにおいては普段より緊張していたことがうかがわれる。また、相当数の被疑者が、録音・録画を実施した取調べにおいては丁寧な言葉遣いや態度になったり、言葉が少なくなったりしており、公判等において第三者がDVDを視聴したときの印象を良くすることを意識している状況もうかがわれる。

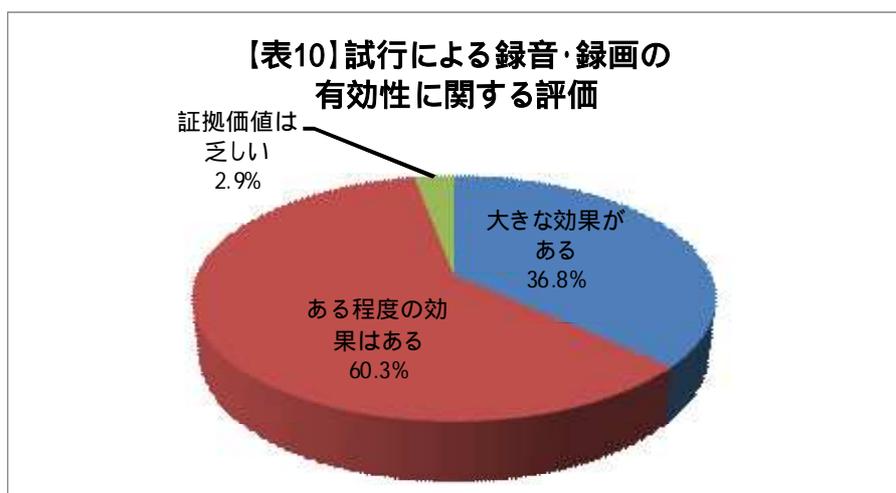


さらに、録音・録画を実施した後においても、被疑者が「泣いてしまって恥ずかしいから使ってほしくない。」と申し立てた事例等、被疑者がとまどいや不満を感じているとうかがわれるものが12件あった。その中には、被疑者が取調べ官に不信感を抱くようになり感情の起伏が激しくなった事例や、被疑者が「自分の話していることが信用してもらえないから、こういう事をするのか。」と述べるなど、録音・録画を行ったことで取調べ官との信頼関係に影響を与えたと見られる事例もあった。

他方で、録音・録画を実施した後、事件の重大性を認識し、謝罪や反省の言葉が多くなるなどした事例が6件あった。また、録音・録画を実施して、被疑者が自らの反省の思いを述べる機会を与えられ、それが映像としてありのままに記録されるということに満足したとする事例が1件あった。

(2) 試行による録音・録画の有効性に関する評価

自白の任意性立証の観点等から、実施した録音・録画の結果をどう評価するかについて、「大きな効果がある」と回答した者が264人（36.8%）、「ある程度の効果はある」と回答した者が432人（60.3%）、証拠価値は乏しいと回答した者が21人（2.9%）であった（表10）。



「大きな効果がある」又は「ある程度の効果はある」と回答した者が挙げた主な理由は、「被疑者が任意に供述していることが分かる」、「被疑者が供述調書の内容をしっかりと確認していることが分かる」、「供述調書の内容について加除訂正の申立てがあった場合の対応状況等から、警察官の取調べが適正に行われていることが分かる」及び「その他」に分類された。

を挙げた者の具体的な意見は、「被疑者が取調べに不満があれば、録音・録画の際に自由に訴えることができるが、そのような訴えがないことから、取調べに不満がないことが分かる。」「供述調書の読み聞かせにおいて、被疑者が真摯な態度で聞き入っている状況がよく分かるほか、被疑者が自由に発言している状況がよく分かる。」「被害者に対する気持ちを聞いた際、目を潤ませながら供述していた。このような被疑者の態度がよく分かる。」などであった。

を挙げた者の具体的な意見は、「供述調書の読み聞かせ、閲覧、訂正の申し立て等の流れや、それに対する被疑者の態度がよく分かる。」「読み聞かせの際、被疑者が頷きながら聞いていたり、被疑者が、調書の内容を声に出して確認している状況等が分かる。」などであった。

を挙げた者の具体的な意見は、「供述拒否権の告知が普段の取調べからきちん
と行われていたこと、さらに、作成した供述調書を読み聞かせた後、訂正や追加
についても説明し、その機会を与えていること等が分かる。」「被疑者が訂正を申
し立て、それに基づいて警察官が供述調書を訂正している状況が分かる。」など
であった。

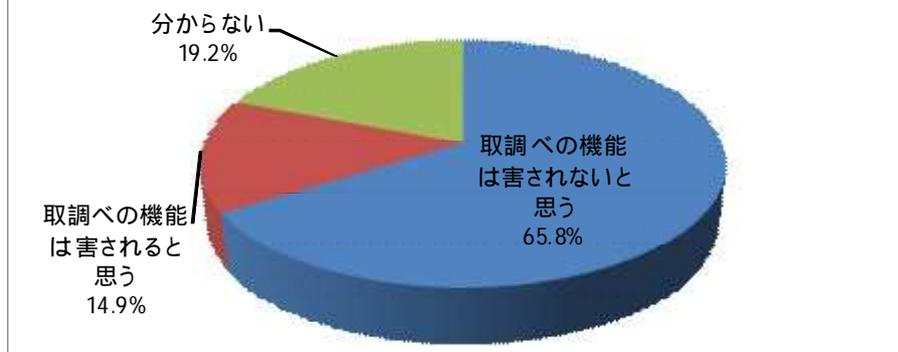
を挙げた者の具体的な意見は、「被疑者は、精神的な障害を持つ者であったが、
真摯な態度で話を聞き、供述調書の内容の訂正を訴えるなどした。このような場
合、任意性ととも、責任能力の立証にも有効ではないか。」と任意性以外の立証
にも効果があるとするものや、「被疑者との会話の状況から、録音・録画を行った
取調べのみならず、その他の取調べの状況も推認することができるのではないか。」
と任意性立証上の効果は、録音・録画を実施した取調べにとどまらないとするも
の等であった。

「証拠価値は乏しい」と回答した者が挙げた具体的な理由は、「今回は、捜査が
進んでおおむね事件の全体像が判明してから録音・録画を実施したが、例えば、
当初は否認していたものの、後に自認に転じた事件については、自認に転じた直
後に取調べを録音・録画するなどの工夫をしなければ、結局、供述の任意性を争
われることとなるのではないか。」「供述の任意性を担保するのであれば、逮捕直
後の弁解録取時に録音・録画するのが最も良いのではないか。」など、録音・録画
を行う場面について、更に検討を要するとしているものや、「被疑者がかなり緊張
し、供述態度が不自然であった。」など、被疑者の態度等によっては、映像から直
ちに供述の任意性を認めることが困難な場合もあることを指摘するもの等があっ
た。

(3) 試行による取調べの機能への影響に関する意見

現在の取調べの録音・録画の試行によって、取調べの真相解明機能は害される
かとの質問に対し、「害されないと思う」と回答した者が472人（65.8%）、「害さ
れると思う」と回答した者が107人（14.9%）、「分からない」と回答した者が138
人（19.2%）であった（表11）。

【表11】試行による
取調べの機能への影響に関する意見



「害されないと考える」と回答した中には、「今の試行のように、供述調書を作成する段階で録音・録画を行うのであれば、素直な供述を得ることへの支障が少ないため、取調べの機能は害されないと考える。」「被疑者との人間関係を構築するため、被疑者の悩み等、被疑者が他人に聞かれない話を聞くことがあるが、その場面が録音・録画されていないので、取調べの機能は害されないと考える。」「なかなか本当のことを話さない被疑者を追及・説得する場面が録音・録画されるものではないことから、取調べの機能は害されないと考える。」など、現在の試行において録音・録画の対象としている範囲であれば、取調べの機能は妨げられないためとの理由が多数を占めた。

「害されると考える」と回答した者が挙げた主な理由は、「被疑者が、録音・録画をされていること自体や録音・録画内容の公判における印象を意識し、率直な供述ができなくなるおそれがある。」「取調べ官が、録音・録画中に被疑者から取調べ等についての苦情を受けることを過度におそれ、録音・録画のない取調べにおいても必要な追及・説得ができなくなるおそれがある」及び「その他」に分類された。

を挙げた者の具体的な意見は、「被疑者は、録音・録画終了後、『(調書の訂正について、)余計なことを言わなければよかった。量刑逃れととられ、素人(裁判員)が見たら逆に(刑期が)長くなる。』と言っていた。被疑者によっては、録音・録画を意識して本音が言えなくなる者もいるのではないかと。」「被疑者によっては、供述調書の内容に多少の意見があったとしても、カメラの前では素直に『間違いない。』と言うことが公判で有利と考え、率直な意見を言えない者もいるのではないかと。」「被疑者が、『取調べを受けている姿を誰かに見られるのは恥ずかしい。』と言っていた。限られた時間であるとはいえ、被疑者の中には、カメラを意識して素直に話せなくなる者がいるのではないかと。」「録音・録画中、被疑者はカ

メラを意識し、自然な話ができていなかった。」「被疑者は、映像が残ることを意識し、たとえそれが虚偽の供述であっても、一度口にした供述を維持し続けるおそれがあるのではないか。」などであった。

を挙げた者の具体的な意見は、「取調べ官が、被疑者に『取調べが強圧的であった。』『供述の誘導があった。』などとカメラの前で言われることをおそれ、必要な追及・説得をためらうおそれがある。」「録音・録画の際の被疑者のコメントを意識し、全ての取調べが萎縮したものになってしまうおそれがある。」などであった。

を挙げた者の具体的な意見は、「今後、録音・録画の運用が定着すると、被疑者は自らの取調べもいずれかの段階で録音・録画される可能性があることを常に認識するようになる。そうすると、共犯事件や組織犯罪の被疑者は、録音・録画のない取調べにおいても、『録音・録画された取調べでも同じことを言わされ、共犯者や組織に関する情報を話したことが分かってしまうのではないか。』といった懸念から、共犯者や組織からの報復をおそれ、供述をしなくなるのではないか。」などであった。

「分からない」と回答した者が挙げた理由は、「被疑者の性格等によって効果が異なると考えられるため、一概には言えない」、「被疑者が録音・録画について不安や不満を述べるなどしていた」、「被疑者との信頼関係を壊すおそれがある」及び「その他」に分類された。

を挙げた者の具体的な意見は、「被疑者は、それぞれ性格が異なるほか、日々心境が変化するものであるから、一概に言えない。」「個々の取調べ官の技量や被疑者の性格により異なると思うので、一概に言えない。」などであった。

を挙げた者の具体的な意見は、「被疑者は、映像が誰の手に渡り、どこまで公開されるのかについて非常に気にしていた。自白している被疑者でも、自分の供述が録音・録画されることに不安を覚えていた。」などであった。

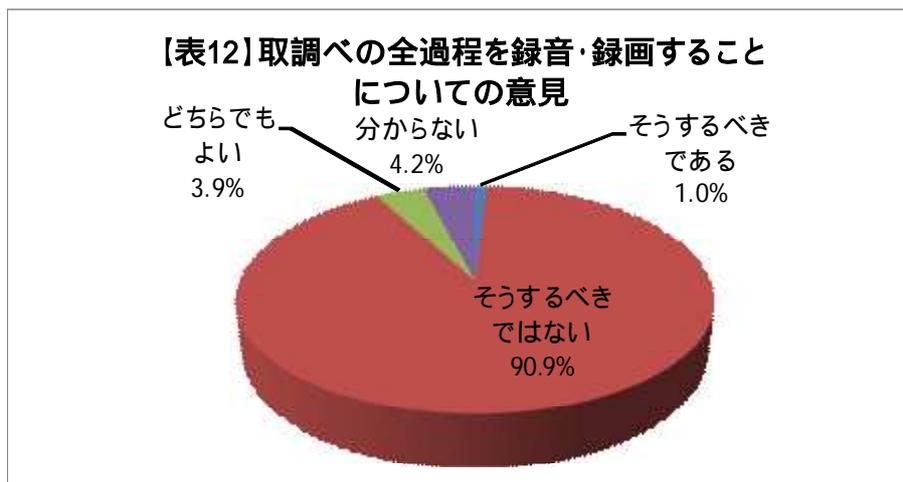
を挙げた者の具体的な意見は、「録音・録画の実施を申し向けることにより、被疑者に『自分を信頼していなかったのか。』との疑念を抱かせ、被疑者との信頼関係を壊すきっかけになるおそれがあると感じた。」「被疑者に、録音・録画の趣旨等についてしっかり説明しなければ、『取調べ官は、自分が公判等で供述を変えるのではないかと疑っている。』と受け取られかねず、被疑者との信頼関係を壊すおそれがあると感じた。」などであった。

を挙げた者の具体的な意見は、「同じ被疑者について2回、録音・録画を実施したが、2回目は慣れてきたのか、より『いい人』を演じていたように感じた。被疑者によっては、カメラに慣れてくると演技をし、本当の供述が得られなくなることもあるのではないか。」「録音・録画中の取調べは、それまでの取調べと全

く雰囲気異なり、機械的な問答に終始し、人間味のない取調べになってしまった。この映像が供述の任意性の立証につながるか疑問である。」などであった。

(4) 取調べの全過程を録音・録画することについての意見

取調べの全過程を録音・録画することについてどう思うかとの質問について、「そうすべきである」と回答した者が7人(1.0%)、「そうすべきでない」と回答した者が652人(90.9%)、「どちらでもよい」と回答した者が28人(3.9%)、「分からない」と回答した者が30人(4.2%)であった(表12)。



「そうすべきではない」と回答した者が挙げた主な理由は、「被疑者との信頼関係の構築に支障を生じる」、「被疑者の心理に影響を与えるなど、真実の供述が得られなくなる」、「取調べ官に相当の負担を強いるなど、捜査に悪影響を及ぼす」及び「その他」に分類された。

を挙げた者の具体的な意見は、「被疑者の心を開かせて真実の供述を得るためには、人には話せないようなお互いのプライバシーに関わる話をする事等を通じて、被疑者の信頼を得ることが不可欠である。しかし、カメラの前ではこのような被疑者の心を開かせるために必要なやり取りが非常に困難となり、被疑者を『この人だったら話そう。』という気持ちにさせることができないため、真相解明ができなくなる。」「取調べ官は、被疑者の心の琴線を探るため、自分が過去に取り調べた被疑者が心から反省して更生した話や、被疑者の家族、被害者やその家族等から聞いた事件や被疑者に対する思い、苦しみ等、いろいろな話をするが、取調べの全過程を録音・録画されれば、これらの人のプライバシーへの配慮等から、このような話をカメラの前でどこまでしてよいのかためらわれるようになるため、インタビューのような型通りの人間味のない取調べしかできなくなると思われる。そのような取調べ官を被疑者は信用しない。信用されない取調べ官は、供述を得ることができない。」などであった。

を挙げた者の具体的な意見は、「雑談の中で、被疑者に全過程の録音・録画についてどう思うか聞いたところ、『録音・録画されていたら、一度言ったことは取り返しがつかない。緊張して言いたいことを言えなくなると思う。』と語っていた。」「被疑者と全過程の録音・録画について話した際、『そうなったら、本当のことを話すことはできなくなると思う。刑事さんと話をすることで、刑事さんを信頼できるかどうか判断した上で真実を話す。みんなそうだと思う。』と語っていた。」「否認している被疑者が、本当のことを話そうか迷っているときは、苦悩から手足が震えたり、大きな声を出して泣いたりするなど、第三者には見られたくないような状態になることがある。このような姿が映像として記録されることは、かえって被疑者を苦しめてしまうのではないか。」「録音・録画することにより、被疑者が、取調べを受けている映像が裁判でどのような印象を与えるかを気にして、心理的に過度の圧迫が加えられる一面もあるように感じる。被疑者によっては、長時間にわたる録音・録画に耐えられない者もいるのではないか。」などであった。

を挙げた者の具体的な意見は、「取調べ官が、DVDを視聴した者から、『供述の誘導だ。』『言動が強圧的だ。』などと指摘されることをおそれ、真相解明に必要な追及・説得ができなくなるおそれがある。また、取調べで追及できない刑事の姿を被害者等が目にする事となれば、警察の信用が失墜する。」「供述を記録されている状況では、被疑者は、自分の供述が誰に見られるか分からないとの不安に陥り、共犯者や暴力団等の組織犯罪に関する供述は得られなくなると思う。」「否認する被疑者を追及・説得する場合には、様々な捜査手法によって収集した証拠を突きつけることもあるが、取調べの状況を全て録音・録画され、多くの方が視聴することとなると、こうした捜査手法が広く知られることとなり、犯罪者にも警察の捜査の手の内が明らかになる。」「全過程の録音・録画は、捜査員に相当の負担を強いることとなるが、そもそも、自白の任意性が争われる事件は多くなく、被疑者が否認し、又は供述調書の署名を拒否しているなど、警察段階の自白の任意性が争われる余地がなく、取調べの録音・録画をする必要がない事件もある。不必要な事件にまで、録音・録画を実施しなければならないことについては、現場に意味のない負担を強いるものであり、疑問である。」などであった。

を挙げた者の具体的な意見は、「録音・録画実施後、被疑者が、『録音・録画中は、刑事さんも遠慮がちになるから、もし嘘をついても厳しく追及することはできなくなるだろう。本当に嘘をつき通そうと思えば、録音・録画されていた方が嘘をつき通しやすいのではないか。』と述べた。こうした形で全過程の録音・録画を悪用する被疑者も出てくるのではないか。」「被疑者は、信頼している取調べ官に、誰にも聞かれたくない家庭内の問題や男女関係等について話を切り出すと

き、『補助者なしで、取調べ官と二人だけで話したい。』と言うことがある。取調べの全過程を録音・録画する場合、このような被疑者の要望に応えることができない。」などであった。

「分からない」と回答した者が挙げた理由は、「供述の任意性立証のためには、取調べの全過程の録音・録画をした方が良いのだろうが、そうした場合、自白そのものの獲得が困難になる。」「口数の少ない被疑者の場合、真の自白も取調べ官の発問の仕方によっては誘導と受け取られかねない。録音・録画が逆に任意性立証にマイナスの効果を及ぼすこともあるのではないか。」などであった。

「どちらでもよい」と回答した者が挙げた理由は、「実施したくはないが、命令であればやるしかない。」「そのような制度になれば従うしかないが、その場合、限られた人員で事件を処理している現場に更なる負担を強いることになると思う。」など、個人的には消極ではあるが定められた制度において努力するといったものや、「録音・録画は、捜査側にとって、捜査の適正を立証する手段となり得るなど、一部、メリットも考えられる。」「マイナスの面は多々あると思うが、被疑者が明らかな嘘を言っていることも裁判員等に十分に理解してもらえることとなる。」など、取調べの全過程の録音・録画については、そのメリット及びデメリットの両面が認められるため、どちらとも言えないといったものであった。

「そうすべきである」と回答した者が挙げた理由は、「取調べの全過程を録音・録画した場合、否認から自認に転じる場面等、被疑者にとって不利益な場面が記録されることとなる。」「自白の任意性・信用性の立証に有効なのであれば、実施しても構わない。」など、全過程の録音・録画が供述調書の任意性等の立証に資することを前提として、これを積極的に捉えるべきと考えているものや、「常に録音・録画されていれば取調べ官の能力も上がる。」など、全過程の録音・録画が取調べの高度化につながると考えているもの等であった。

第5 試行の検証

1 検証の目的

検証の目的は、取調べの録音・録画の試行結果について、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証には、いかなる方策が有効であるかという観点から分析・検討を行うことである。また、裁判員裁判対象事件の捜査を行う場合は、国民の中から選任された裁判員に分かりやすい立証が可能となるよう、配慮しなければならないとされている（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第7条）ことから、取調べの録音・録画により、裁判員にとっても分かりやすい立証が可能となるかという観点からも行う必要がある。

他方、警察は第一次捜査機関として、裁判員裁判対象事件を含む全ての事件の捜

査において重要な役割を果たしている。一般に、警察捜査においては、いまだ犯罪の成否が明らかでない段階でも端緒があれば捜査を開始し、被疑者等事件関係者の供述内容やその他の証拠等を照らし合わせながら、紆余曲折を経て次第に事件の真相を解明していくものである。特に、諸外国に比べて捜査手法が限られている我が国においては、取調べの捜査における意義・役割が諸外国に比べて大きく、真相解明において重要な機能を果たしている^{*9}。したがって、検証に当たっては、録音・録画により、取調べの機能に影響を及ぼさないかという観点からも十分な検討を行う必要がある。

なお、これまで警察においては、自白の任意性の確保に関して、犯罪捜査規範等に基づき指導教養の徹底を図ってきたところであるが、裁判員裁判では、警察の捜査結果が国民から選ばれた裁判員の目に直接触れることになるため、警察捜査に対する国民の信頼が確保されていることも大切である。したがって、取調べの録音・録画については、取調べの適正化との関係についても考察を加えるべきと考えられる。

2 取調べの録音・録画の効果

(1) 公判におけるDVDの利用状況等

公判におけるDVDの利用状況等は第3の4のとおりである。検証対象期間中に警察のDVDが公判で証拠調べされた2件の事例においては、地方裁判所による判決において警察のDVDの内容について言及した上で、弁護人が主張するような違法・不当な取調べがあったことはうかがわれずとして自白の任意性を認めている。この2件を除き、平成23年3月末までに、警察のDVDが証拠開示された後、地方裁判所において判決が宣告された142件については、現在までのところ、公判において警察における自白の任意性が否定されたものは把握されていない。

検証期間後に警察のDVDが裁判員裁判で証拠調べされた事例は、自白の信用性が争いになったものであるが、実質的には警察のDVDが自白の任意性の立証に有効であることを示すものであると考えられる。いまだ警察のDVDが公判において証拠調べされた事例は少ないが、これらの事例を見る限り、DVDが自白の任意性の効果的な立証方策となり得ることを示すものであると考えられる。

(2) 任意性の立証方策としての効果

試行において録音・録画が行われる具体的な内容は、取調べ官が被疑者に録音

*9 国家公安委員会委員長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」の中間報告（平成23年4月）24頁

・録画を開始することを伝え、犯行の概略と核心部分についての供述の録取内容を被疑者にゆっくり読み聞かせ、被疑者自ら供述調書を手にとって読んで内容が間違いないかどうか十分に確認した上で供述調書の各葉に指印し、最後に署名指印している状況、被疑者が任意に発言できる機会を設けた際の状況等であり、その映像及び音声はDVDに克明に記録されることとなる。

警察庁において、全国試行の斉一性を図るべく指導・調整を行い、その検証を的確に行うため、全てのDVDの内容を見分したところ、取調べ室の状況、取調べ官の発問状況、被疑者の供述状況や表情、声の様子等が客観的に明らかになることが認められた。このほか、録音・録画中に被疑者が任意に発言できる機会を設けた際に、被疑者が「被害者に申し訳ないことをした。」などと、反省の言葉を述べた事例が623件と多数に上った。また、取調べについて被疑者が感想を述べた事例が68件あった。その際の具体的な被疑者の言動は、「取調べ官が一生懸命、親身になって私の将来まで考えてくださり、改心ができました。」「初めのうちはちょっと怖かったですけど、段々私の気持ちを上手に聞いてくださって、とてもありがたかったです。」「取調べは、テレビで見るものと違って何でも話せた。ありがたいと思っています。」などであり、被疑者が自発的かつ自由に供述している状況がうかがわれた。この点については、第4の2(2)のとおり、試行に従事した取調べ官の評価ともおおむね一致している。

(3) 任意性の立証方策としての効率性

警察のDVDが公判で取り調べられた事例はいまだ少ないが、第3の4(2)の事例1及び2は、裁判員裁判におけるものではなかったが、弁護人が自白の任意性を争っていたことから、仮にDVDが取り調べられなければ、いわゆる水掛け論となって、審理により長く時間を要した可能性も否定できないと考えられる。また、前述した警察のDVDが裁判員裁判で取り調べられた事例3については、被告人の捜査段階での供述と、これに矛盾する新たな供述についての信用性を争点として公判審理が行われたが、その期間は3日間であり、効率的な立証に有効であったとうかがわれる。

(4) 立証方策としての分かりやすさ

現在の試行方法が、裁判員に対する分かりやすい立証方策となっているかについては、現在までのところ、裁判員裁判において警察のDVDが取り調べられた上で、判決が宣告された事例は1件のみであるため、現時点で確定的な結論を述べることは困難である。しかしながら、DVDには、言いたくないことは言わなくてもよいという条件の下で、被疑者自身が自発的に供述をしたことを確認している状況及び被疑者が任意に発言できる機会を設けた際の状況が記録される。そこで被疑者がどのような発言をしたか、どのような態度であったかなどが明らか

となることから、DVDを立証に用いることにより、裁判員に対しても被疑者が任意に供述していることを分かりやすく説明できると考えられる。また、警察における供述調書の作成過程に関し、「供述調書の内容を十分確認していないのに署名させられた。」「供述調書の訂正を求めたのに訂正してくれなかった。」などと公判で争われた場合には、警察のDVDの取調べにより、そのような事実はないことを裁判員に分かりやすく説明することが可能であると考えられる。

(5) 取調べの適正化との関係

試行の目的は、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策の検討を行うことである。他方、(2)で述べたとおり、録音・録画中に任意に発言する機会を設けた際に、被疑者が警察の取調べについて感想を述べた事例が見られたこと等からも、取調べ官としては自ずと取調べの適正確保に一層意を用いることになると考えられ、このような意味において、取調べの録音・録画は、取調べの適正確保にも資するものと考えられる。

3 取調べの機能に及ぼす影響等

先行試行の開始に当たっては、第一線の捜査官だけでなく、部外の有識者からも、録音・録画によって取調べの持つ真相解明機能を損ない、犯罪の検挙活動に支障を来し、ひいては治安の悪化をもたらすと危惧する意見があった。このため、試行に当たっては、取調べの機能に及ぼす影響を抑えるべく配慮してきたところ、被疑者が録音・録画を拒否した事例、実際に試行に従事した取調べ官の意見等に基づき、録音・録画が取調べの機能に及ぼす影響等を検討すると次のとおりである。

(1) 被疑者が録音・録画を拒否した事例

検証対象期間中、録音・録画を実施する旨を被疑者に告知した際に、被疑者が明確に拒否したため、録音・録画を実施しなかった事例等については、第3の3のとおりである。録音・録画をされることに対する羞恥心や嫌悪感、録音・録画の意義に対する疑念や警戒心又は共犯者の報復に対する恐怖心を理由として、取調べの録音・録画を拒否する被疑者が一定程度存在することが明らかになった。

(2) 被疑者の心理に対する影響

第4の2(1)のとおり、試行に従事した取調べ官から意見を聴取した結果、録音・録画を実施した際に、供述態度が変化したものが約6割あり、被疑者が緊張したり、言葉が少なくなったりする事例が相当数あった。

さらに、録音・録画を実施した後に、被疑者がとまどいや不安を感じたりするなどした事例も一定数存在した。

(3) 現在の試行が取調べの機能に及ぼす影響に関する取調べ官の意見等

第4の2(3)のとおり、現在の試行によって取調べの真相解明機能は害されないと思うと回答した取調べ官は6割以上と多数を占めた。これは、現在の試行指針

においては、取調べ官が真実を解明するために不可欠な被疑者との信頼関係を構築したり、追及・説得したりする過程については、録音・録画を行っていないことから、多くの取調べ官が、この限度であれば取調べの機能に及ぼす影響を最小限に抑えることができることを体感したことを反映したものと考えられる。

これに対して、現在の試行によって取調べの真相解明機能が害されると思うと回答した取調べ官は全体の約15%であった。その理由として挙げられた意見は、被疑者の真実の供述を妨げるおそれ、本来行われるべき必要な追及・説得ができなくなるとの懸念等であった。他方、被疑者が録音・録画を拒否する事例が一定数存在し、録音・録画により被疑者の供述態度に変化が生じた事例等が相当の割合で存在したことから、取調べの録音・録画は、取調べ官だけでなく被疑者の心理にも何らかの影響を与えるものであり、その結果、取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があると考えられる。このような被疑者の心理が端的に理解できるものとして、次の事例を紹介する。殺人事件の被疑者に対し、録音・録画中に取調べに関して任意に発言する機会を与えた際、「最初から録音・録画されても、多分正直にはしゃべらなかつたと思います。」「初めから俺がしゃべりたいって思ったかということ、そうではなかつた。本当に腹を割ってしゃべれるようになるには、いろいろなやり取りがある。」「捕まってから気持ちを変化させてくれたのも、『人対人』な訳です。」などと発言し、取調べ官に謝意を述べたというものであり、録音・録画を実施している取調べでは困難となる被疑者との信頼関係の構築が、被疑者の真実の供述を得るために重要であることを示す事例であると考えられる。

こうしたことから、現在の試行方法に基づく録音・録画を実施する際にも、取調べの機能を損なわないように、十分な配慮が不可欠であると考えられる。

なお、取調べの全過程を録音・録画することに関する取調べ官の意見については、第4の2(4)のとおり、「そうすべきでない」との回答は9割以上を占めた。試行に従事した取調べ官の中には、「そうすべきである」、「どちらでもよい」又は「わからない」と回答した者も一定数いたが、大多数の取調べ官は、取調べの全過程を録音・録画することに対しては、取調べの真相解明機能が害されること等から、否定的な意見を持っていることが明らかとなった。

4 全国試行の評価と今後の留意点

以上のとおり、現在の試行による取調べの録音・録画は、自白の任意性の効果的・効率的な立証方策となり得ると考えられる。その一方で、現在の試行によって、取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることが明らかとなった。これを踏まえつつ、今後は以下の点にも留意して、更に多様な試行を積み重ね、より掘り下げた検証を行う必要がある。

(1) 試行及び公判においてDVDが利用された事例等の積み上げ

全国試行の開始から2年が経過したが、実施件数は十分とは言えない。これは、警察における被疑者取調べは、事件の真相が必ずしも明らかになっていない段階から行われ、他の事件関係者の供述やその他の証拠等を照らし合わせながら、紆余曲折を経て、次第に事件の真相が解明されていくものであるが、そのような段階では、被疑者の供述内容が真実か否かを判断することや、取調べの録音・録画を実施することによってその後の捜査にどのような影響を与えるかについて判断することが困難であることが多いことも理由と考えられる。このほか、録音・録画を経験した警察官の数がごく一部に限られ、警察組織として経験の蓄積がいまだ十分でないことも、実施件数が伸び悩んでいることの一因であると考えられる。

また、録音・録画の実施時期や内容については、第3の2(1)のとおり、録音・録画の実施時期の平均は逮捕後14.9日で、9割以上が逮捕後11日以降に実施されており、警察庁において見分したDVDの内容から、ほとんどの実施事件は、捜査過程の比較的遅い段階において自白を含む証拠関係等の全体像がおおむね判明した状態で録音・録画が実施されている。こうした点については、自白の任意性の効果的・効率的な立証方策を検討するという観点からは、例えば、被疑者が犯罪事実の立証に必要な全ての供述をしていない段階であっても、自白の任意性の立証上、録音・録画をする意義が認められるような場合には、捜査過程の段階を問わず実施すること等により、公判において否認に転じるなどして自白の任意性が争いになった場合に備えることができる場合もあると考えられる。

そこで、今後、どのような方法で録音・録画することが立証方策として真に有効であるかという観点から、より柔軟に多様な試行を積み重ね、公判においてDVDが利用された事例等の集積も見つつ、より掘り下げた検証を行う必要がある。

(2) 録音・録画の試行や取調べの適正化に関する国民の理解等

近年、無罪事件等における不適正な捜査が明らかになるなどして、取調べの可視化をめぐる議論が高まっていることに鑑み、警察における取調べ適正化のための取組み、取調べの録音・録画の試行の効果や課題等を国民に分かりやすく示し、理解を得ることが必要である。また、取調べの録音・録画の試行の効果や課題等を検証して明らかにすることは、取調べの録音・録画の在り方について議論を進めるに当たっても、有益な検討の材料になるものと考えられる。

取調べの適正化については、平成20年1月に警察庁において「警察捜査における取調べ適正化指針」を取りまとめ、被疑者取調べ監督制度^{*10}の導入を始めとする適正化施策に取り組んでいるところであるが、他方、前述のとおり、取調べの

*10 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号）参照

録音・録画により、取調べ官としては自ずと取調べの適正確保に一層意を用いることになると思われ、このような意味において、取調べの適正確保にも資するものと考えられる。

加えて、取調べの録音・録画は、被疑者取調べという捜査の中核的部分に関わる改革であることから、取調べの真相解明機能を損なわないように配意しながら試行を積み重ね、必要かつ十分な検証を行うことができるよう、試行の趣旨及び目的や今回の検証によって判明した課題等について、捜査に従事する警察官一人一人にまで浸透させることが重要である。

第6 今後の方針

今回の検証結果を踏まえ、裁判員裁判対象事件における自白の任意性の効果的・効率的な立証にはいかなる方策が有効であるかについてより多角的な検証を行うとともに、取調べの録音・録画の今後の在り方に関する議論において有効な検討の材料を示すため、当面、必要な改良を加えながら、試行を継続する。

今後は、従前どおり捜査等に支障が生じないよう配意しつつ、より柔軟に多様な試行を積み上げ、公判においてDVDが利用された事例等について必要な分析・検討を行うとともに、多くの警察官が取調べの録音・録画に従事することにより、警察組織として取調べの録音・録画に関する経験の蓄積を推進することとする。また、適宜、その結果の検証を行い、試行の効果や課題等について国民に分かりやすく示すこととする。

第7 おわりに

警察における取調べの録音・録画の試行は、平成21年5月に施行された裁判員制度において、刑事手続に馴染みの薄い裁判員が適切な心証形成をできるよう警察としても一層の配慮が必要であることを踏まえ、取調べに関する大きな改革の1つとして実施してきたものである。

他方、警察は、第一次捜査機関として、犯罪被害者を始めとする国民の期待に応え、犯罪の真相を解明する重要な責務を負っており、犯人の検挙を通じて国民の安全・安心を確保しなければならない。取調べの録音・録画の試行を始め、迅速で分かりやすい刑事裁判に資するための施策を捜査の第一線に至るまで定着させつつ、複雑・巧妙化する犯罪に最初に対峙するという第一次捜査機関としての責務を成し遂げることは容易なことではない。

警察においては、引き続き、捜査の適正を確保しつつ、警察捜査に課せられたこれら重要な諸課題に対し、真摯かつ着実に取り組むものである。

取調べの録音・録画の試行指針

1 試行の目的

平成21年5月21日に導入される裁判員裁判では、自白の任意性について、裁判員に分かりやすく、かつ迅速な立証が可能となるよう、警察としても一層の配慮をする必要がある。そこで、裁判員裁判において、自白の任意性の効果的かつ効率的な立証には、いかなる方策が有効であるかを検討するため、取調べの機能を損なわない範囲内で、警察における取調べについて録音・録画を試行することとするものである。

2 試行期間

平成21年4月から当分の間とする。

3 試行対象事件

本試行は、裁判員裁判における自白の任意性の立証方策の検討のために行うものであるから、その対象は裁判員裁判対象事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第2条第1項各号に掲げる事件をいう。）であって、かつ被疑者が自白しているものとする。ただし、次のような場合は、対象から除外するものとする。

組織犯罪等、録音・録画をすることにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保、また以後の捜査等に支障を生じるおそれがあると認められる場合

被疑者が外国人である事件で通訳人の協力が得られない場合や、録音・録画をすることが時間的又は物理的に困難である場合等、何らかの障害により対象とすることが適当でない場合

4 試行実施事件の選定及び取調べの範囲

試行対象事件の中から、自白の状況、自白以外の証拠関係等を総合的に勘案して、将来の公判において自白の任意性に争いが生じるおそれがあると認められる事件を試行実施事件として選定するものとする。

選定した事件の捜査が一定程度進展した時点で、犯行の概略等について供述調書を作成する場合において、録取内容を被疑者に読み聞かせ、閲覧させ、署名押（指）印を求めている状況を基本としつつ、自己の供述内容に間違いがないこと、任意にした供述であることなどを確認している状況について録音・録画をするこ

ととする。

5 録音・録画の際の手続等

録音・録画の実施に際しては、あらかじめ担当検察官へ連絡するとともに、次の事項を確実に実施すること。

録音・録画の開始前に、被疑者に録音・録画することを告知すること。
その際、被疑者が録音・録画をすることを拒否した場合は、録音・録画をしないこと。

録音・録画中に被疑者が任意に発言できる機会を設けること。

6 取調べ状況を記録した記録媒体の取扱い

録音・録画により取調べ状況を記録した記録媒体（DVD）は、一切編集することなく保管し、刑事訴訟法の規定により検察官に送致するものとする。

7 警察庁への報告

本試行の全国的な斉一性を図るべく指導・調整を行うとともに、その効果を検証する必要があることから、録音・録画を実施する際には警察庁に報告を行うこと。

警察における取調べの録音・録画システムと実施の流れ

録音・録画実施の流れ

録音・録画システム

被疑者の逮捕

被疑者に録音・録画を実施する旨の告知

録音・録画の開始

自白調書の読み聞かせ・署名指印等

録音・録画の終了を告げる

録音・録画の終了

録音・録画開始後はどのような供述がなされても、途中で録音・録画を終了することはしない。

録音・録画終了と同時に機械的にDVDが完成

DVDは被疑者の前で封印し、検察官に送致

録音・録画状況



・2台のカメラによって撮影された映像の処理及びDVD等への記録は機械的、自動的に実施
・映像等はDVDのほかハードディスクに記録

被疑者の様子 録音・録画面面



時刻表示

取調べ室全体の状況